

● 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例

○千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 小規模林地開発行為 法第十条の二第一項に規定する民有林において行う土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為のうち、次に掲げる行為をいう。</p> <p>イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為であつて、当該行為に係る土地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・五ヘクタール以下のもの</p> <p>ロ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為以外の行為であつて、当該行為に係る土地の面積が〇・三ヘクタール以上一ヘクタール以下のもの(専ら道路の新設又は改築を目的とする行為にあつては、規則で定める要件を満たすものに限る。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 小規模林地開発行為 法第十条の二第一項に規定する民有林において行う土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為のうち、当該行為に係る土地の面積が〇・三ヘクタール以上一ヘクタール以下のもの(専ら道路の新設又は改築を目的とする行為にあつては、規則で定める要件を満たすものに限る。)をいう。</p>